さがみはら
森林ビジョン実施計画

計画期間：平成25年度～平成31年度

目次

1 さがみはら森林ビジョン実施計画について

（1）策定経緯と概要

相模原市は津久井地域との合併により、市域の約6割を森林が占める「森林」と「市街地」を併せ持つ新しい都市となりました。

しかし、本市の森林は、木材価格の低迷や林業労働者の減少、林業経営における採算性の悪化などから、森林に対する所有者の管理意識が低下し、手入れ不足の森林が増えたことにより、水源かん養や山地災害防止など森林の持つ公益的な機能の低下が憂慮されています。

このため、本市では限りある森林資源を保全･再生し、循環･継続的に利用することにより、これら豊かな森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくため、平成22年度に「さがみはら森林ビジョン」を策定しました。

「さがみはら森林ビジョン（以下、「森林ビジョン」という。）」では「知って、使って、身近になる」をキャッチフレーズに、「いきいきとした人と森林のかかわり」と「いきいきとした森林」の実現を将来像とし、また、そこに至るための5つの基本方針（①市民への情報提供、②環境教育の推進、③市民と森林の接点づくり、④木材等の利活用の推進、⑤森林環境の保全･整備）とそれぞれに対応する基本施策を示しました。

森林ビジョン策定後、これらの基本方針に沿って施策を進めていますが、森林ビジョンの内容は幅広く、また、長期的な取組を必要とするため、これを確実に実現すべく、「さがみはら森林ビジョン実施計画（以下、「実施計画」という。）」を策定します。

図：さがみはら森林ビジョンの基本方針

（2）計画期間

実施計画の計画期間は、「新･相模原市総合計画」及びその他の部門別計画にあわせ、平成31年度まで（平成25年度から）としました。なお、内容については、社会的状況の変化に応じて適宜変更、修正を行うものとします。

（3）平成25年度から平成31年度までの重点事項について

平成23年度実績で、間伐材積（試算）が約19,000㎥に対し、搬出材積は約2,100㎥と非常に少なく、著しく「使われていない」状況が明らかになっています。

実際に、森林ビジョンの5つの基本方針のうち、①「市民への情報提供」、②「環境教育の推進」、③「市民と森林の接点づくり」、⑤「森林環境の保全･整備」については、県の事業や市独自の事業によって現在も推進が図られているため、31年度までの実施計画において、特に喫緊の課題である④「木材等の利活用の推進」の分野に注力が必要であると考えました。

こうした状況を踏まえ、森林ビジョンの実現に向けて、計画的な施策実施が必要と思われる事項について、次の表のとおり、重点事項を設定しました。実施計画では、これら重点事項について26年度、31年度に目標値を掲げ、具体的施策を推進します。取組の優先順位を明確にし、重点事項を確実に達成するため、重点事項以外の項目については、特に年度ごとの目標は設定しませんが、引き続き他計画や既存事業との連携を取りながら森林ビジョンにより掲げた目標を推進します。

	森林ビジョン 掲載内容			重点事項
	基本方針	基本施策	主な取り組み項目	
「知る」アプローチ	① 市民への情報提供	①ホームページなど多様な媒体による情報発信の推進	森林づくり活動などの情報を提供するポータルサイトの開設・運営	
		②イベントなどの開催による普及・啓発活動の推進	市民向け森林体験教室などの開催の促進	
			催し物などでの情報提供の推進	
	② 環境教育の推進	①児童・生徒の環境教育の推進	森林をフィールドとした体験学習の推進	
			地域の自然や森林と人の暮らしなど、郷土に学ぶ活動の推進	
		②市民主体による環境教育の推進	市民が主体となって行う体験活動・交流活動の場としての森林の活用促進	
		③「木育」の推進	材料としての木材の良さや、その利用の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動（木育）の推進	
	③ 市民と森林の接点づくり	①市民が森林と触れ合う機会の創出	市有林等を活用した「市民の森」の整備の検討	●
			都市のみどりの保全・再生の推進	
「使う」アプローチ		②都市地域と森林地域をつなぐ交流の推進	里地と一体となった里山の保全・再生、活用の推進	
			地域資源や人材を活用した体験・交流型観光プログラムの開発の推進	
		③多様な主体との協働による森林づくり体制の強化	市民や企業など多様な主体との協働による森林整備の推進	●
			森林ボランティアやインストラクターの育成・支援の推進	
	④ 木材等の利活用の推進	①木材の利用拡大	材質に応じた木材流通の最適化の促進	●
			公共建築物への利用促進	●
			地産地消の促進	●
			木材の多様な利用のための技術・商品開発の促進	●
		②木材の安定供給体制構築に向けた取組み	効率的な木材生産システムの開発・導入促進	
			路網整備の推進	
			施業集約化の推進	
			林業の担い手育成	
			技術開発のためのモデル団地の設定	
	⑤ 森林環境の保全・整備	①健全な森林の保全・育成	適切な森林管理の推進	●
			森林所有者への意識啓発	
			森林の現況把握とモニタリングの推進	
		②市民生活を守る森林の保全・育成	鳥獣被害対策の推進	
			花粉症対策の推進	
			不法投棄対策の推進	
			残土処分地等の開発事業対策の推進	

2 重点事項について

（1）重点事項①【基本方針3－基本施策① 市有林等を活用した「市民の森」の整備の検討】

森林ビジョン掲載内容		中間目標（平成26年度）	目標（平成31年度）
市有林等を活用した「市民の森」の整備の検討	市有林や財産区有林など公有林等を活用した「市民の森」の整備について検討します。	「市民の森構想」策定	施設整備着手

【具体的取組】

市民が森林と触れ合う機会の創出を促進するため、「（仮称）相模原市市民の森」の整備について検討を進めます。

- 平成24年度、25年度で設置する検討委員会により、候補地選定や構想を策定します。
- 以降は当構想に従い、土地造成や施設整備を含めた具体的な計画（基本計画、実施計画）の策定及び設計を行い、平成31年度までに施設整備に着手することを目標とします。

参照:檜原都民の森

（2）重点事項②【基本方針3－基本施策③ 市民や企業など多様な主体との協働による森林整備の推進】

森林ビジョン掲載内容		現状（平成23年度）	中間目標（平成26年度）	目標（平成31年度）
市民や企業など多様な主体との協働による森林整備の推進	水源地域の住民と都市地域の住民との協働による水源林づくりや交流・体験事業等、市民や企業など多様な主体との協働による森林づくりを推進します。 神奈川県による「森林再生パートナー制度（平成21年3月末～）」などとも連携し、企業参加による森林づくりを進めます。	企業の森面積 110ha※1 企業の森件数 10件	企業の森面積 143ha 企業の森件数 13件	企業の森面積 198ha 企業の森件数 18件

※1 本実施計画の推進に当たっては、数値目標以上を目指して取り組みます。

【具体的取組】

市内には多くの企業が存在しており、大企業の工場なども立地しています。これら多くの企業との接点を持つ本市においては、企業との協働による森林づくりについて積極的に取り組む必要があります。

神奈川県の制度である「森林再生パートナー制度」による「企業の森」は、平成24年7月1日現在、県内で27件436haであり、市内では10件110haとなっています。市内の県有林や財産区有林など、事業を拡大する余地と必要性は大きいと考えられることから、以下の取組を実施します。

- 「企業の森」について、企業のCSRとしての意義や価値について、行政が積極的にプロモーションを展開します。（ホームページ、広報紙等への掲載、直接提案など）
- 「企業の森」には、県の「森林再生パートナー制度」によるもの以外にも、企業と森林組合等の林業事業体との直接連携による整備も含まれますが、「森林再生パートナー制度」によって受けた企業からの寄付金については、広く県内の森林整備に利用されることになるため、企業が特定した森林の整備に利用することはできません。このことから、企業と森林組合等の林業事業体などが直接連携し、市内の独自の課題を抱える特定の森林（崩落危険箇所、荒廃の進んでいる箇所など）等の整備を進めることも併せて提案や発信をします。
- 企業と「企業の森」の関わりは、ネーミングライツ（命名権）の取得にとどまらず、社員の福利厚生やイベント開催など具体的な活動機会の提供にもつながります。市では、企業が森林での活動を行いやすいように、インストラクターの育成を行うなど、「企業の森」に参加するメリットにつながるような受入体制の整備を検討します。
- 県や他県及び企業へのヒアリングにより、「企業の森」に関する企業側のニーズを把握し、この結果を市内の林業者・NPOなどの団体と共有することで、各団体のサービスの修正・開発を促します。

これらの施策を実行することにより、市内の「企業の森」を、平成26年度までに13社、平成31年度までに18社に拡大することを目標とします。（1年に1社程度の増加）

また、これまでの市内の「企業の森」の1社当たりの面積は平均して11ha程度であることから、上記の社数と合わせて、「企業の森」の面積を平成26年度までに143ha、平成31年度までに198haまで拡大することを目標とします。

相模原市内の森林再生パートナー　ネーミングライツ森林

会社名	森林名
（株）湘南リビング新聞社、（株）サンケイリビング新聞社	**リビング新聞の森林**
三菱商事（株）	**三菱商事　芽ぐみの森**
KDDI（株）	**KDDIau 取扱説明書 リサイクルの森**
（株）野本建設	**野本建設の森**
ルネサスエレクトロニクス（株）	**ルネサス半導体の森**
（株）カナエル	**カナエルの森**
住友スリーエム（株）相模原事務所	**3Mの森**
JAグループ神奈川	**みどり・みらい・JA50の森**
（株）モンテローザ	**（株）モンテローザ　白木屋の森**
伯東（株）	**伯東の森**

（平成24年7月1日現在）

(3)重点事項③【基本方針4−基本施策① 木材の利用拡大】

<table>
<tr><th colspan="3">森林ビジョン掲載内容</th><th>現状
(平成23年度)</th><th>中間目標
(平成26年度)</th><th>目標
(平成31年度)</th></tr>
<tr><td rowspan="5">木材の利用拡大</td><td>材質に応じた木材流通の最適化の促進</td><td>供給側、需要側双方への情報提供などにより、供給された木材の質や量に応じた最適な需要との結びつき等を促します。</td><td rowspan="3">津久井産材素材生産量
2,100㎥</td><td rowspan="3">津久井産材素材生産量
2,600㎥
「(仮称)津久井産材利用拡大促進協議会」の発足</td><td rowspan="3">津久井産材素材生産量
3,600㎥
森林組合による津久井産材の取扱窓口の設置</td></tr>
<tr><td>公共建築物への利用促進</td><td>「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年10月に施行され、低層の公共建築物の木造化を図ることが示されています。
本市においても、国・県の動向を踏まえて方針等の策定を検討するとともに、今後も公共建築物※2への木材利用を推進します。</td></tr>
<tr><td>地産地消の促進</td><td>地域の木でつくる家づくりや家具づくり、津久井産木材のブランド化など、木材の利用拡大に係る民間事業体の取組を促進します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">木材の多様な利用のための技術・商品開発の促進</td><td>カーボン・オフセットは、低炭素社会へと転換する上で重要な手法の一つであることから、市民・事業者と連携し、市独自の市民・事業者参加システムを構築し、有効活用に取り組みます。</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">「(仮称)バイオマス利活用に関する協議会」の発足</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>紙の原料となるパルプ、燃料となるペレット※3やバイオエタノールへの利用など、他産業との連携についても視野に入れ、地場産木材の多様な利用のための技術・商品開発等の検討を積極的に推進します。</td></tr>
</table>

※2 公共建築物に限らず、公共施設全般に対して木材利用を推進します。
※3 薪、チップも含みます。

【具体的取組】

市内産材（=津久井産材）は、「利用されていない」状況が顕著であることから需要喚起、利用拡大を積極的に推進します。

津久井産材が利用されない要因は次のとおりと考えられることから、これらの課題を解消するための取組を実施します。

［ストック不足］
津久井産材の利用希望者が必要とする素材をすばやく提供できない。

［情報発信不足］
どこに問い合わせれば津久井産材の入手が可能か分からない。また、品質基準、製材量、価格などの条件を明示できない。

［競争力不足］
市内及び周辺地域に人工乾燥等の加工設備や体制が十分ではないため、加工費用がかさみ最終製品価格が割高となる上、他の産地の材と差別化できるブランド力が欠如している。

〈（仮称）津久井産材利用拡大促進協議会の設置〉

平成26年度までに、下記の事項などについて林業事業者、工務店等を中心とした「（仮称）津久井産材利用拡大促進協議会」を発足し、以下のような具体的な議論を行います。

津久井産材のストックの担い手等の検討
ストックヤードの設置や、木材の情報の取りまとめを実施する主体と、その方法の検討

津久井産材のブランド化の検討
津久井産材ブランドの立ち上げや、産地認証制度及び神奈川県産材ブランドとの住み分けの検討を行うとともに、品質基準、認定制度の運営方法や補助制度などについての検討

流域連携に関する具体的協議
近隣地域を含めた津久井産材の利用拡大のための具体的協議

需要拡大に関する具体的協議
津久井産材の需要拡大を図るため、工務店等との営業連携などの体制づくりの検討

〈相模原市のサポート体制の確立〉

津久井産材及びこれを扱う民間事業者のプロモーション支援などを積極的に行います。（販売イベントへの参加や、市ホームページ·広報紙等での情報発信支援など）

〈森林組合による津久井産材の取り扱い窓口機能の設置〉

現状では、市民が津久井産材の情報にアクセスすることは困難であることから、森林組合が、津久井産材の取扱いに関する窓口を担うことによる、情報の集約と提供の円滑化を図ります。森林組合は、平成31年度までに窓口機能を設置することを目標に、体制の整備を進め、業務内容については、「（仮称）津久井産材利用拡大推進委員会」において協議します。

〈国内制度に基づく津久井産材の利用量の拡大〉

現状の津久井産材の素材生産量は2,100㎥程度ですが、平成24年度以降は森林経営計画に基づき、搬出量の増加が見込まれています。加えて、新たに「水源の森林づくり事業」に追加された「長期施業受委託事業」では、林道から200m以内の材を積極的に搬出することになっています。また、「相模原市公共施設における木材の利用の促進に関する基本方針」及び「地域型住宅ブランド化事業」により、津久井産材の需要も増加する見込みであることから、「地域型住宅ブランド化事業」の認定団体に含まれている市内の事業者を中心に、津久井産材の流通を活発化しながら、平成26年度までに2,600㎥、平成31年度までに3,600㎥の利用（素材生産量）を目指します。

図：津久井産材の利用量目標

〈バイオマス利活用に関する検討〉

切捨て間伐材など、未利用木質バイオマスの燃料等への利用は、現状では採算性が悪く、事業化が難しい傾向にあります。また、市内の森林の半分を占める広葉樹林の材の活用も難航していることから、当面は木質バイオマスの利活用について、国の「再生可能エネルギーの全量買取制度（FIT）」も踏まえながら、「（仮称）バイオマス利活用に関する協議会」を発足させて、以下のような取組を推進します。

- バイオマス利用の設備や他地域の事例に関する情報収集を行います。
- 隣接地域との連携の検討を図ります。
- 小規模施設など相模原市型のバイオマス利用について検討を進めます。

(4)重点事項④【基本方針5−基本施策① 適切な森林管理の推進】

森林ビジョン掲載内容		現状 (平成 23 年度)	中間目標 (平成 26 年度)	目標 (平成 31 年度)
適切な森林管理の推進	森林所有者や森林組合などの事業者と協力して、人工林および里山林(天然林)の適切な森林管理の推進に取り組みます。特に、水源地域の森林整備については、神奈川県の「水源の森林づくり事業」と連携して進めるものとします。	【水源の森林づくり事業】 管理された森林面積 5,126ha 実績進捗率 52.5%	【水源の森林づくり事業】 管理された森林面積 6,120ha 進捗率 62.7%	【水源の森林づくり事業】 管理された森林面積 8,170ha 進捗率 83.7%
		【地域水源林整備の支援】 整備面積 78.8ha(市有林) 10.2ha(私有林) 10.8ha(特別緑地保全地区など)	【地域水源林整備の支援】 整備面積 112.6ha(市有林) 15.6ha(私有林) 16.2ha(特別緑地保全地区など)	【地域水源林整備の支援】 整備面積 169.5ha(市有林) 24.6ha(私有林) 22.6ha(特別緑地保全地区など)

【具体的取組】

- 本市における水源の森林エリアの私有林の整備に対しては、県の「水源の森林づくり事業」による事業費の8割補助に加えて、市独自による2割の上乗せ補助を行い、水源地域の森林管理を促進しており、引き続き、適切な森林管理の目標達成を目指します。
- 地域水源林整備の支援として、地域水源林エリアの私有林についても同様に、県及び市の補助制度(私有林整備事業、地域水源林保全･再生事業)により推進し、目標の達成を目指します。
  また、市有林整備事業として、水源の森林エリアと地域水源林エリアの市有林を、県の補助制度を用いて整備面積の拡大を推進していきます。
- 健全な人工林を目指す私有林については、長期施業受委託や施業集約化により、植林を含めた支援を行うよう努めます。
- 森林は地球温暖化の原因とされている二酸化炭素(CO2)を吸収する機能を持つことから、森林整備を推進することにより、地球温暖化対策としても大きな効果が期待されます。

出典:かながわ水源環境保全･再生施策大綱

図:水源の森林エリアと地域水源林エリア

3 その他の基本施策について

以下の基本施策については、具体的な目標は設定しませんが、取組の方向性や概要について下記のとおり示します。

(1)市民への情報提供

ホームページなど多様な媒体による情報発信の推進	森林づくり活動などの情報を提供するポータルサイトの開設・運営	市内の森林や木材に関する情報、森林づくり活動などのイベント情報を提供するポータルサイトを立ち上げるなど、森林やボランティア活動などに関心のある市民等を対象とした情報提供に取り組みます。広報紙などによる情報提供も行い、市民全体への森林に対する関心の呼び起こしに取り組みます。 また、災害や危険箇所に加え、森林に入る際の注意点や必要な準備などの危機管理の情報や市内外の方々が森林に親しむために必要な情報の提供体制の整備についても検討します。
イベントなどの開催による普及・啓発活動の推進	市民向け森林体験教室などの開催の促進	市民向けの森林講座や体験イベントの開催、催し物などでの情報提供の促進に取り組みます。
	催し物などでの情報提供の推進	

【検討・取組事項】

●平成23年度に市ホームページ内に開設した「さがみはら森林情報館」は、今後、情報発信力の強化のため、「掲載情報の拡大」と「情報提供の拡大」を同時に進める必要があります。よって以下のような項目について検討を行います。

<掲載情報の拡充>

●津久井産材に関する情報(購入希望者のサポート情報)
●環境教育プログラムや関連事業の案内
●関連イベントの実施報告　など

<情報提供の拡大>

●外部サイト(観光協会などの行政関連機関のホームページや市内NPO・木材・林業関係のホームページ)との相互リンク、バナー掲載

●ホームページなどによる情報については、NPOや市民団体等との連携により、充実を図ります。

(2)環境教育の推進

児童・生徒の環境教育の推進	森林をフィールドとした体験学習の推進	森林をフィールドとした体験学習や林業体験、森林を活用した自然観察会など、子どもたちの体験学習の推進に取り組みます。
	地域の自然や森林と人の暮らしなど、郷土に学ぶ活動の推進	地域の自然や森林とともに生きてきた人々の暮らし、文化などに触れ、郷土に学ぶ活動を推進します。 市有林や財産区有林などの公有林を子どもたちの身近な学びの場、遊びの場として活用することについて検討します。
市民主体による環境教育の推進	市民が主体となって行う体験活動・交流活動の場としての森林の活用促進	市民が主体となって各地で行う子どもや高齢者などを対象とした体験活動・交流活動の場として、森林を活用することを促進します。
「木育」の推進	材料としての木材の良さや、その利用の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動(木育)の推進	NPO法人や木材関連業者など多様な主体が連携しながら、市内の森林から供給される木材の良さやその利用の意義を幅広く市民が学ぶことのできる活動を促進します。

【検討・取組事項】

- 現在取り組んでいる事業について、引き続き実施するとともに、新たな事業展開にも努めます。
- 事業やイベント等の情報を「さがみはら森林情報館」へ積極的に掲載するよう努めます。

これまでの関連事業の例

- ●しろやま里山探検隊
- ●ジュニアボランティア体験講座
- ●グリーンカレッジつくい事業
- ●体験学習推進事業
- ●地域活動推進事業
- ●市民協働推進事業　など

(3)市民と森林の接点づくり

市民が森林と触れ合う機会の創出	都市のみどりの保全・再生の推進	「人々に潤いとやすらぎを与え、都市の生態系にも影響を与える貴重なみどり」の保全・再生を推進します。
		「市民緑地、ふれあいの森、保存樹林・樹木、緑地協定等の緑地保全制度の推進・充実」、「森づくりパートナーシップ推進事業等による市民協働の緑地の維持管理」に取り組みます。
		眺望スポットの整備、登山道の整備、森林セラピーロードの認定など、市民と森林の多様な接点の整備を検討します。
都市地域と森林地域をつなぐ交流の推進	里地と一体となった里山の保全・再生、活用の推進	里地と一体となった里山の保全・再生、活用を推進します。
	地域資源や人材を活用した体験・交流型観光プログラムの開発の推進	市民や観光事業者との協働により森林資源や人材を活用した体験・交流型プログラムの開発を進めます。
多様な主体との協働による森林づくり体制の強化	森林ボランティアやインストラクターの育成・支援の推進	森林ボランティアやインストラクターの育成・支援に取り組みます。

【検討・取組事項】

●新相模原市観光振興計画に基づき推進します。
都市と自然を生かした新しいツーリズムの推進として、テーマに応じた地域資源を生かし、観光交流を生み出すためのプランの企画開発（グリーンツーリズムや宿泊体験型ツーリズムなど）があります。また地域と人をつなぐネットワークづくりとして、市民との協働によるプログラム作りや観光関連事業者との連携などがあります。

●重点事項②では「企業の森」の取組の拡大を掲げていますが、企業が森林で具体的に活動を行っていくためには、森林ボランティアやインストラクターの存在が欠かせません。市はこれらの取組が円滑に行われるべくNPOやボランティア間の相互の交流や連携を促します。

(4)木材等の利活用の推進

木材の安定供給体制構築に向けた取組	効率的な木材生産システムの開発・導入促進	津久井地域では急峻な地形が多いなど特有の地形条件があることから、市内の森林の条件を踏まえた最適な木材生産作業システム(架線系の高性能林業機械など)の開発・導入を促進します。
	路網整備の推進	木材生産作業システムに応じた路網(配置、規格など)の整備に取り組みます。 既設の市営林道等木材生産や森林管理に必要な道路については、地域関係者との連携を図りつつ、適切な維持・管理に努めます。
	施業集約化の推進	森林組合等と協力しながら、境界の明確化や森林所有者の合意形成など集約化の推進に取り組みます。
	林業の担い手育成	国や県による人材育成研修等への市内事業者の積極的な参加を促します。
	技術開発のためのモデル団地の設定	木材生産作業システムの開発の試行や技術者・技能者の技術向上のための研修フィールド等としての利用を目的としたモデル団地等の設定を検討します。モデル団地の対象地としては、市有林や財産区有林などの公有林の活用を検討します。

【検討・取組事項】

- 重点事項③に示す、利用拡大を優先的に進め、その進捗に合わせて集約化や生産システムの開発を進めます。
- 重点事項③の施策として設置する「(仮称)津久井産材利用拡大促進委員会」では、津久井産材の需要拡大状況に応じ、木材生産システムや路網整備、施業集約に関する議論も行います。
- 林業の担い手の育成については、研修への参加を促すだけでなく、製材業の担い手育成についても検討します。

- 林業者等を対象とした施業集約化推進のための勉強会を今後も企画していきます。

(5)森林環境の保全・整備

健全な森林の保全・育成	森林所有者への意識啓発	既存制度の周知や集約化の徹底を図り、森林所有者への意識の啓発を通じて、森林管理に対する理解の促進に取り組みます。
	森林の現況把握とモニタリングの推進	地理情報システムを活用して、森林、林業等の情報について、県との連携を図りつつ、データベースの構築を進めます。 市民との協働による生物の生態調査や生息分布のデータベース化などに取り組みます。
市民生活を守る森林の保全・育成	鳥獣被害対策の推進	県や近隣自治体、地域住民と連携して新たな対策の実施を推進します。神奈川県の「丹沢大山自然再生事業」との連携や「有害鳥獣駆除等対策事業」に取り組みます。
	花粉症対策の推進	九都県市（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）との共同により、発生源対策等（少花粉、無花粉スギへの植え替え、スギ材の混交林化など）に積極的に取り組みます。
	不法投棄対策の推進	路沿いの森林は除伐などを行い見通しのよい環境とするとともに、ボランティアによる監視や積極的なパトロールの実施、多発地への監視カメラの設置などの対策をさらに進め、不法投棄の防止対策に取り組みます。
	残土処分地等の開発事業対策の推進	残土処分場等の建設されやすい林道に比較的近い森林（木材等を生産しやすい立地環境にあり、潜在的な経済価値を持つ森林である場合がある）に対する適正な整備の推進により、森林所有者の意識啓発に努め、森林環境の保全に取り組みます。

【検討・取組事項】

- 鳥獣被害対策や、不法投棄対策、残土処分地等の開発事業対策については、森林整備の遅れが原因の一つであることから、重点事項④に示した「適切な森林管理の推進」への取組を進めるとともに、県事業との連携による取組を引き続き推進します。

- 花粉症対策については、森林施業を行う中での実現性を考慮しながら必要に応じた推進を図ります。

4 進行管理と平成32年度以降について

(1) 実施計画の進行管理について

本実施計画は、平成25年度以降、委員会等の第三者機関を設置し、PDCAサイクルにより着実な進行管理を行います。また、進行管理の内容については、市民に向けて公表します。

(2) 平成32年度以降について

森林ビジョンは20年後、50年後の将来像を見据えた長期的なビジョンであることから、本実施計画の計画期間終了後は目標の達成状況や取組の効果に対する検証結果等を踏まえ、32年度以降の実施計画を作成します。

5 資料編

(1)森林ビジョン策定後の動き

森林ビジョンの策定後、平成23年度には次の施策の実施及び検討を行いました。

■基本方針①　市民への情報提供

●ホームページによる森林情報サイトの構築
（さがみはら森林情報館）

※URL：http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/
kankyo/shinrin/index.html

■基本方針②　環境教育の推進

●「ふじの体験の森やませみ」での小学生体験宿泊
●グリーンカレッジつくい事業
●津久井森林体験教室
●環境情報センターの環境学習「環境を学ぼう」など
●さがみはら環境まつり
●各公民館での環境セミナー

■基本方針③　市民と森林の接点づくり

●「市民の森」の整備に向けた庁内検討
●NPO団体との市民協働推進事業による
森林ボランティアの実施

■基本方針④　木材等の利活用の推進

●集約化に必要となる、山林の所有者情報や地番情報が
検索可能な森林情報システムの構築
●林業者等を対象とした施業集約化推進のための勉強会
●林道整備事業（奈良本林道舗装工事、寺入沢林道舗装工事）の推進

■基本方針⑤　森林環境の保全・整備

●「相模原市森林整備計画」の改定
●水源の森林づくり事業の推進
●地域水源林整備事業の推進
●市有林整備事業の推進

(2) 実施計画策定の経過

年　月　日	会　　議	内　　容
H24. 4.20	関係課長会議	●実施計画策定について ●策定委員会、検討部会、作業部会の設置 ●総合計画等との整合性 ●スケジュール
H24. 6.22	作業部会	●実施計画策定について ●各課所管の計画との整合について
H24. 7.18	第１回策定委員会	●委員長、副委員長の選出について ●諮問について ●さがみはら森林ビジョンの概要について ●実施計画の項目案について
H24. 9. 3	策定ワーキング	●実施計画重点事項について ●実施内容の検討について
H24. 9.14	第２回策定委員会	●さがみはら森林ビジョン実施計画骨子案について
H24.10.19	検討部会	●さがみはら森林ビジョン実施計画骨子案について
H24.10.23	第３回策定委員会	●さがみはら森林ビジョン実施計画（素案）について ●答申について
H24.10.30	答申	●さがみはら森林ビジョン実施計画（素案）の策定について
H24.11. 1	関係課長会議	●さがみはら森林ビジョン実施計画（案）について
H24.11. 8	政策調整会議	●さがみはら森林ビジョン実施計画（案）について
H24.12. 4	環境経済部会	●さがみはら森林ビジョン実施計画（案）について
H24.12.17~H25.1.21	パブリックコメント	●さがみはら森林ビジョン実施計画（案）について
H25. 2. 8	政策会議	●さがみはら森林ビジョン実施計画（案）について

(3) さがみはら森林ビジョン実施計画策定委員会名簿

<委　員>

区　分	氏　名	所　属　団　体　等	備　考
学識経験者	土屋　俊幸	東京農工大学　大学院　農学研究院　教授	委員長
森林組合代表	鈴木　史比古	津久井郡森林組合　副組合長理事	副委員長
林業者等代表	佐藤　好延	有限会社　サトウ草木	
	尾崎　俊晴	尾崎製材所	
	井上　行成	有限会社　井上製材所	
財産区代表	落合　嘉春	津久井地区財産区代表者会議　会長	
公募委員	池竹　則夫	市内在住	
	飯田　正行	市内在住	

<オブザーバー>

氏　名	所　属　団　体　等
石井　洋三	神奈川県県央地域県政総合センター　農政部　森林保全課長
阿部　元治	神奈川県県央地域県政総合センター　水源の森林部　水源の森林推進課長

(4)さがみはら森林ビジョン実施計画策定委員会規則

(設置)
第1条　附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)第2条第2項の規定に基づき、さがみはら森林ビジョン実施計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)
第2条　委員会は、さがみはら森林ビジョン実施計画(以下「実施計画」という。)に関する事項その他必要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)
第3条　委員会は、委員9人以内をもって組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)学識経験のある者
(2)市の住民
(3)関係団体の代表者

(委員の任期)
第4条　委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)
第5条　委員会に委員長及び副委員長1人を置く。
2　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
3　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)
第6条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
2　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)
第7条　委員会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)
第8条　委員会の庶務は、森林·林業事務主管課で処理する。

(委任)
第9条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

(施行期日)
1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)
2　この規則の施行後最初の委員会の会議は、市長が招集する。

(失効)
3　この規則は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

(5)さがみはら森林ビジョン実施計画検討部会設置要綱

（設置）
第1条　さがみはら森林ビジョンの実施計画の策定に向けた協議及び検討を行うため、さがみはら森林ビジョン実施計画検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

（所掌事務）
第2条　検討部会は、次に掲げる事項を所掌する。
（1）さがみはら森林ビジョン実施計画策定委員会規則（平成24年相模原市規則第72号）に基づき設置された設置されたさがみはら森林ビジョン実施計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）に付議する事案に関すること。
（2）前号に掲げるもののほか、実施計画の策定に関して必要な事項に関すること。

（組織）
第3条　検討部会は、検討部会長及び別表第1に掲げる者をもって組織する。
2　検討部会長は、経済部長をもって充てる。
3　検討部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

（会議）
第4条　検討部会の会議は、検討部会長が招集する。
2　検討部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に検討部会への出席を求め、意見を聴くことができる。

（作業部会）
第5条　検討部会に、さがみはら森林ビジョン実施計画作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。
2　作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。
（1）検討部会に付議する事案に関すること。
（2）前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。
3　作業部会は、作業部会長及び別表第2に掲げる課の職員うち、当該課の長が指名した者をもって組織する。
4　作業部会長は、津久井経済観光課長をもって充てる。
5　作業部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
6　作業部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に作業部会への出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）
第6条　検討部会及び作業部会の庶務は、津久井経済観光課で処理する。

附　則

（施行期日）
1　この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

（失効）
2　この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

別表第１（第３条関係）

部　会　員	
	企画政策課長
	財務課長
	公共建築課長
	市民協働推進課長
	環境経済総務室長
	産業･雇用政策課長
	商業観光課長
	農政課長
	城山経済観光課長
	相模湖経済観光課長
	藤野経済観光課長
	環境政策課長
	水みどり環境課長
	津久井環境課長
	津久井経済観光課長

別表第2（第5条関係）

部　会　員	
	企画政策課
	財務課
	公共建築課
	市民協働推進課
	環境経済総務室
	産業･雇用政策課
	商業観光課
	農政課
	城山経済観光課
	相模湖経済観光課
	藤野経済観光課
	環境政策課
	水みどり環境課
	津久井環境課
	津久井経済観光課

(6) パブリックコメントの実施

①募集期間　平成24年12月17日～平成25年1月21日

②募集の周知　1）市ホームページ
2）広報さがみはら（12月15日号）

③配布場所　津久井経済観光課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター･出張所･公民館･図書館

④募集方法　直接持参、郵送、ファックス、電子メール

⑤意見提出状況　４人（６件）

⑥意見の概要の内訳
- 実施計画（案）全体に関すること　2件
- 重点事項に関すること　2件
- 重点事項以外に関すること　1件
- その他　1件

(7)用語の解説

【か行】

・カーボンオフセット
日常生活や経済活動において避けることのできないCO_2等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量の見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。(出展:環境省HP:http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html)

・間伐材積
間伐によって生産された木材の体積のことであり、間伐を行なった量を示す指標として用いられる。

・管理された森林面積
整備に未着手の場所も含めた土地所有者等との契約した面積を指す。

・企業の森
企業が保全や整備を行っている森林。企業による森づくりの取組は、森林の保全･整備に限らず、森づくりを通じて、社員やその家族に対する環境教育、地域住民などの交流の場となっている。(出展:公益財団法人　国土緑化推進機構:http://www.green.or.jp/)

・神奈川県産材
神奈川県内で生産された木材のことで、県内では「かながわ県産木材産地認証制度」がある。品質基準を満たし、製品検査などを経て合格した製品には、かながわ県産木材品質認証マークが添付されている。

・グリーンツーリズム
農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動です。(出展:農林水産省HP)

・高性能林業機械
従来のチェーンソーや刈払機等の機械に比べて、作業の効率化、身体への負担の軽減等、性能が著しく高い林業機械。20年ほど前から開発･普及が進められており、主な高性能林業機械として、フェラーバンチャ、プロセッサ、ハーベスタ、タワーヤーダなどがある。

【さ行】

・再生可能エネルギーの全量買取制度(FIT)
再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者に調達を義務付けるもの。(出展:経済産業省　資源エネルギー庁:http://www.enecho.meti.go.jp/)

・相模原市公共施設における木材の利用の促進に関する基本方針
相模原市内における公共施設、公共建築物、公共工作物の木造化、木質化に努める旨や、これらに使用する木材の適切な確保に向けて、施業集約化等の供給体制の整備に取り組むこと、さらに市内産木材のPR･普及に努める旨などを定めた方針。(平成24年度策定)

・相模原市森林整備計画
市町村が、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得つつ、都道府県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的とするもの。現在の計画は、平成24年4月1日から平成30年3月31日の計画となっている。

・産地認証
主に公共機関や公益団体などの第三者が農林水産物などの産地を認証し、差別化を行なう制度。県内では「かながわ県産木材産地認証制度」がある。

・市民の森
市民をはじめ多くの人が水源地域の森林に触れる機会を創出し、森林体験を通じて自然環境に対する意識の醸成や林業の普及啓発を目的に整備した森林。

・人工乾燥
木材を乾燥庫に入れ、温度を上げて、木材内部の水分が移動しやすい状態を作り、湿度等をコントロールして、適切な乾燥を短期間で行うもの。

・新相模原市観光振興計画
都市の持つ魅力と自然歴史等の多様な資源を生かしながら、観光交流の地域づくりを行うための出発点として、計画を策定したもの。計画期間は平成20年度から平成31年度まで。

・森林経営計画
「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画のこと。一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としている。

・森林再生パートナー制度
神奈川県による企業･団体による森林保全への参加制度の一つ。企業･団体が一定の費用を県などに寄付することによって、企業は一定の範囲の森林におけるネーミングライツを取得できるほか、CSR活動の場として活用することなどができる。

・**水源の森林づくり事業**
水源環境保全税などの財源をもとに、私有林を対象とした森林づくりの事業で、水源の森林エリア内にある森林を良好に維持するため、県や市が個人などと契約を締結し、公的管理･支援を推進し、森林の整備を行うもの。

・**整備面積**
森林整備を行なった面積を指す。

・**施業集約化**
林業の労働生産性の向上のためには、機械を有効に利用し、事業量を確保することが重要であるが、そのためには路網整備が不可欠である。効率的に路網を整備するためには、小規模な林地を面的にとりまとめる必要がある。「施業集約化」とは森林所有者へ路網整備を含めた施業の提案を行い、林地を「集約化」し、効率的に施業を行なうことを指す。

・**素材生産**
木を伐採し、造材して素材（丸太）を生産することを指す。

【た行】

・**地域型住宅ブランド化事業**
国土交通省による事業。中小住宅生産者等が他の中小住宅生産者や木材供給、建材流通等の関連事業者とともに構築したグループを公募し、グループ毎に定められた共通ルール等の取り組みが良好なものを国土交通省が採択し、採択されたグループに所属する中小住宅生産者等が当該共通ルール等に基づき木造の長期優良住宅の建設を行う場合、その費用の一部を予算の範囲内において補助する制度。（参照:http://www.chiiki-brd.jp/）

・**津久井産材**
相模原市内の森林（津久井地域）で生産された木材を指す。

・**長期施業受委託事業**
林道から概ね200m以内の人工林を対象に、森林所有者が、間伐等の森林整備、間伐材の搬出･売払い、森林の管理などを長期間に渡って、森林組合や林業事業者に任せる受委託契約を結び行う。

・**特別緑地保全地区**
都市における良好な自然的環境となる緑地であり、建築行為など一定の行為を制限することにより、保全されている地区。
（出展:国土交通省　都市緑化データベース:http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/toshiryokuchi/index.html）

【な行】

・**ネーミングライツ**
施設等の名称にスポンサー企業の社名やブランド名を付与する権利。本実施計画では、企業等の団体から森林整備等のための費用の寄付を受ける替わりに、一定の範囲の森林においてスポンサー企業に命名権を与えることを指す。

【は行】

・**搬出材積**
伐採した木を素材等として活用するために、山から搬出した木材の量を示す値。間伐したまま林内に放置する「切捨て間伐」した材積はこれには含まれない。

・**バイオエタノール**
植物資源を原料としたエチルアルコールのこと。化石燃料のように枯渇せず、ガソリンに混ぜて自動車用燃料として使用できるが、トウモロコシなど食料や飼料として利用できる資源からつくると、食料価格の高騰や森林伐採などの問題を招く可能性があるため、廃木材や藻類など食料と競合しない原料が注目されている。

・**ペレット**
木材を細かい顆粒状まで砕き、それを圧縮して棒状に固めて成形したものをいい、燃料として使用される。原料は製材におけるおがくずや端材などが利用されることが多い。

【ま行】

・**木質バイオマス**
「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことをバイオマスと呼び、このうち木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。

【ら行】

・**流域連携**
森林管理や施業･流通について、行政区にとらわれること無く、河川の流域単位で連携を行う考え方。相模原市の森林においては、山梨県側との流域での連携が検討されている。

・**路網整備**
森林内にある公道、林道、作業道の総称を路網といい、森林施業を効率的に行うために、これらを整備することを路網整備という。

【その他】

・**CSR**
corporate social responsibility（企業の社会的責任）の略。利潤追求だけでなく、企業活動による顧客や地域社会などあらゆる利害関係者に与える影響に対して責任を持つという概念。

・**PDCAサイクル**
Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Act（改善）を繰り返すことにより業務を円滑に実行するための管理手法で、政策評価や品質管理などによく活用される。

さがみはら森林ビジョン実施計画

発行日／平成25年3月

発　行／相模原市 環境経済局 経済部 津久井経済観光課
〒252-5172　相模原市緑区中野633番地
TEL：042-780-1416
E-mail：tsukui-keizai@city.sagamihara.kanagawa.jp